

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年9月10日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	有泉庸一郎君		滝川美幸君
	清水正二君		米山昇君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	三浦進吾君		保坂芳子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

福祉健康部長	内藤光二君	福祉課長	本田泰司君
障がい福祉係	田中貴則君	子育て支援課	小宮山正美君
児童係長	羽中田和幸君		

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	武川訓	書記	石原大助
書記	有野恵里		

## 審査内容

### 1 条例審査

議案第53号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例の一部改正の件

議案第54号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件

### 2 補正予算

議案第55号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

### 3 その他

開会 午後 1時29分

○委員長（小澤重則君） 改めましてこんにちは。

連日のご参集、ご苦労さまでございます。慎重審議をお願いして、委員長の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第53号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例の一部改正の件ほか2議案の審査を行います。

審査はお手元に配付した審査日程により、初めに条例審査から行い、その後、一般会計の補正予算審査の順で行います。審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。

また、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきの申し合わせとおり、会派の割り当て人数により行います。質問回数は1人1議案につき1問、関連質問1回とします。

会派の人数が、今、変わっていますので一応言います。会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ3名、新政クラブ2名、颯新クラブ1名、日本共産党甲斐市議団1名、公明党1名となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第53号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について、当局の説明を求めます。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） ご苦労さまでございます。

それでは、子育て支援課からお願いいたします。

その前に、申しわけございません、私、ちょっときょうは声の調子がおかしく、喉ががさ

がさしておりますので、お聞き苦しいところがあるかと思えますけれども、お許しいただくことをお願いいたします。

それでは、子育て支援課からお願いいたしますのは、条例改正の件でございます。お手元の定例市議会議案15ページから17ページ、市議会資料の29から32ページの新旧対照表をあわせてお開きください。

それでは、議案第53号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

この条例は、子供の疾病の早期発見、適切な治療、疾病慢性化予防、さらに保護者の経済的負担の軽減など子供を育てる環境の充実と、子供の健康増進を図るための医療費の助成について定めておるものでございます。このたび、一部改正は、今般まで協議されてまいりました子ども医療費の中学生までの年齢拡大と助成方法につきまして、この1月から実施すべく所要の改正をいたすものでございます。

なお、今回の改正につきましては、中学生の年齢拡大と償還払いの規定について主な内容としておりますが、それにより条文の並びにつきましても見直しをさせていただきましたので、ご了承をお願いいたします。この内容の提案理由は議案17ページにも記載してございます。

それでは、市議会資料の29ページから新旧対照表によりましてご説明をいたします。

まず、第1条におきまして、従来は小児としていたものを甲斐市子ども医療費助成金支給条例の言い方に合わせ、平仮名で「こども」とし、統一化したものであります。以下、第2条から第10条中の小児の部分につきましても、平仮名で「こども」とさせていただきます説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

次に、第2条でございますが、1号において今回の年齢拡大の部分となりますこどもの定義を12歳から15歳とするものであります。2号におきまして、中学生の助成の方法にもかわりますので、中学生の定義として満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を言うを新たに追加いたしました。以下、改正前、旧の2号から5号までを新の3号から6号まで繰り下げとしたものであります。

次に、第3条2項の助成を受けることができない規定の中に、2号として児童福祉法（昭和22年法第164号）に基づく措置により、医療費の支給を受けている者を新たに追加するものであります。これは、児童養護施設などに措置されている者のことをいっております。以下、改正前の2号と3号を3号と4号にするものでございます。

第5条は、助成金の支給方法の規定でございます。1項、2項においては、中学生以下小学6年生までの医療費の助成は、当該保護者にかわり当該医療機関に支払うものとするという窓口無料化の規定とし、ただし書きの部分で、規則で定める場合における助成金については保護者に支払うものとするとして、県外などで医療機関にかかった場合等は償還払いとするというふうなことを定めたものでございます。

5条3項は、今回の年齢拡大であります中学生の助成方法について、中学生の医療費の助成は保護者に支給すべき助成金の額の限度において、当該保護者が当該保健医療機関に支払った費用を当該保護者に支払うものとするとして、償還払いの規定としたものでございます。

第6条は、1項で助成の申請をしなければならない規定と、第2項の償還払いについては1カ月単位で市長に申請する、また、3項においては翌月の10日から起算し、2年以内に申請するよう期間を定めたものでございます。

第7条は、受給資格者証の交付についてと申請内容の審査により助成することの規定でございます。

第8条は、医療機関に関して受給者証の提示をするよう規定しております。

第9条は、子供の表記の変更で、第10条につきましては変更がございません。

第11条につきましては、小児を、受給者証を受けたこどもとさせていただき、内容は特に変わっておりません。また、改正前、旧の第15条の見出し、委託をその他に改め、16条とし、内容の変更はございませんが、改正前、旧の11条から14条までを第12条から15条まで繰り下げしたものでございます。

議案16ページの附則につきましては、こども医療費の中学生までの年齢拡大は、他市町村の状況も踏まえ、市としても平成28年1月1日から実施いたしたく施行期日といたしました。

なお、条例改正に伴いまして、同時に甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則の所要の改正を市議会資料の33ページから35ページのとおり行いますので、ご承知おきください。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） ちょっと基本的なことで申しわけないんですが、これは第2条の2項

ですか、中学生、満12歳からどうのこうのとありますよね。私、素人なのでわからないんですけども、中学生にしながら、それに以外の、これに当てはまらないような人っているんですか。例えば、病欠で2年ぐらい休んでいて、また元の学年に戻って中学生になっちゃったとかいう方は該当、そういう方々いるんですかね。そうすると、そういう人は当てはまらなくなっちゃうんですよね。中学校にしながらも年齢が16歳以上になっちゃっているんですよ。そうした場合は実際にいるのでしょうか。そういったことも想定されるんですかね。素人で申しわけないんですが。

○委員長（小澤重則君） 答えられますか。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 現在のところ、そういう事例はありません。

ただ、ここで年齢ですね、12歳、15歳と規定しておりますので、その年齢に当てはまらないと該当にならないというふうな形になってくると考えられます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、さっき言いましたけれども、中学校にしながらも年齢がオーバーしている人は対象にはならないということでもいいんですか。またそういう事例は今後も発生しないと思われませんか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 一応、対象にならないと解釈していただいていたと思いますけれども、今後そういう事例が生じた場合、またその都度内容を検討いたしまして、いい方向に改善をさせていただけたらというふうに考えております。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、この条例にはそういう項目は入っていない、どうですか、対象外の人についてはどうのこうのというような項目はどこかに載っていますか。そういったことも、人もいるかもしれない。1人や2人かもしれない。

○委員長（小澤重則君） 答えられますか。

内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 第2条の定義の部分の中学生の定義でございますが、あくまでも対象年齢ということで、条例上は定義づけをさせていただきたいと思っております。五味委員がご指摘のように、年齢が中学生年齢をオーバーして中学生に在籍しているという方も、中

学生という扱いであっても、その前に例えば12歳、15歳のときに医療費としての、年齢で適用が受けられるという解釈にはなりませんので、中学生に在籍しているのが条件ということではなくて、中学生とあわせてこの年齢を12歳からこの15歳の間を規定するというご理解をいただきたいんですが。

よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 聞きたかったのは、例えば外国人の子弟が中学生に通っている、その方は16歳以上であった中学に載っていたと、じゃ、同級生は、というか中学生の人は無料なんだけれども、その外国人の子弟だけは有料になっちゃうということも考えられるのではないかなと思っているんですよ。この辺の、例えば、どこの国かはわかりません。こういったことも今後、国際化の中で発生する事例も出てくるのではないかなと。それに対してもう一回どうでしょうか。やはり年齢でいくんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 今回の条例の改正上はあくまでも年齢を基準にさせていただくということで、今後、担当のほうまで研究させていただきまして、五味委員のご指摘のような外国人のお子さんでそういう事例があつて、なおかつ他市の状況なんかも研究する中、対応してまいりたいと思いますので、今回の条例改正についてはこのような年齢基準ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほど、この還付の猶予が2年という説明があつたわけですがけれども、この件については、例えば中学校3年で受けたということで、2年後というと高校、17歳になるわけですね。その時点でもあれがあれば給付はいただけるという、どうですか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 規定で2年とさせていただいておりますので、17歳になっても2年以内であれば対象になると解釈をしていただいても結構だと思います。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それに関連することですがけれども、例えばそういう2年間、ためていて、一括で2年後に、その期間内ですよね、請求した場合も当然給付はされるということではないですか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） はい、そのとおりでございます。領収書等をちゃんとまとめてこちらのほうに提出していただければ、対象になるということでございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その件に関して、例えばそういう、2年間たまってますよとか、そういう今までのいろいろな面での、何ていうのかな、子ども手当とかそういうものを、申請をしなければこちらのほうで出さなさいよというような通知とか、その案内を出してそういうことをなくすようにするんですけれども、そういうことはしない。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） あくまでも、その保護者の方に申請していただくということでございまして、こちらのほうからは督促等、出してくださいというようなことはいたしません。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1月1日からなんですけれども、今、9月であと周知期間ですよ。そのことに関してはどうな日程というか、形の中で市民に周知をするのか。その辺の内容を含めてお願いします。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 1月から施行ということをお願いしておりますけれども、それに、それらのことを、もう既に7月ですか、済みましたけれども、まず、教育委員会の校長会がありまして、まず中学のほうでこういうことがございますので、もし通知等配布のときはご協力をいただくようお願いをしますということをまず周知をさせていただきました。それから、これから市医さんの会議、市でお願いしているお医者さんでございまして、その会議があります。そこでも、子ども医療費の中学生償還払いになりますということをそこで説明をさせていただきます。その後、また通知等をいよいよ作成をいたします。それで、中学生の世帯へ中学校を通して配布する場合、それからまた、郵送等で配布する場合もございまして、そのような形で周知をしていきたいと。あとは市のホームページ、広報等にも掲載をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その周知の方法ですけれども、単にその中学生まで無料化になります

ということと同時に、その経過ですね、この間、市長がその提案理由の説明をした内容の抜粋とか、その趣旨というか、そういうものも多少添えて出すことがいいかなとも思うんです。その辺はどうですか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） おっしゃるとおりでございます、市長の趣旨、申し述べた趣旨等も十分中に入れて、理解を得るような説明の仕方周知をしまいたいと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の周知の件で、その対象者には全員郵送か何かで発送するという認識で、解釈でいいのかな。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） あとでちょっと出てまいりますけれども、補正予算のほうでも郵送料をちょっと組ませていただきましたけれども、公立と私立というのがあります。なるべく公立のほうは学校を通してというふうな形、私立のほうは郵送を主というふうな形で便宜を図ってまいりたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 結局、最終的にはその対象者全員に通知をするという認識でいいということですね。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） そのとおりでございます。

〔「はい、わかりました、よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この中3までの件は長年質問もしてきましたので、制度として成立したのは評価をしたいと思います。ただ、窓口が無料でないというのはちょっと残念ですが、これはまた今後の課題ということで。

この間、最初の説明が委員会だったときに、窓口の場合と償還の場合の金額的な予測、ちょっと聞いたと思うんですが、もう一度ちょっと。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） また、後の補正予算のほうでも金額のお願いをするわけなんですけれども、一応試算といたしまして、窓口無料にした場合、それから償還払いにした場合ということで、中学生の場合の試算をさせていただきます。それで、窓口無料の場合は2割ぐらいの増が見込まれると。償還払いのほうは5%といたしますか、半分、5%ですね、5%の増というふうな形で試算をさせていただいて、差額を見ながらその面で償還払いのほうがいいというふうな方法で試算をさせていただきました。比較をいたしますと、システム改修費等、人件費等が含まれるわけなんですけれども、年間にしますとやはり1,000万近く差が出てくるというふうな形の中で、償還払いを今回はお願いすることにいたしました。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） わかりました。

これは意見です。この市長はペナルティー、大分こだわっていますけれども、きのうの質問でちょっと言い落したんですが、石破地方創生担当大臣も検討しなければいけないというような発言をしているので、法的な安定性を考えれば当然ペナルティーはおかしいと思いますので。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今のそのペナルティーの話ですけれども、国会で行く行くは討議されるという部分だと思います。予想はしゃべれないことがあると思いますが、今のその窓口払いの分に関するペナルティーが、今度は減額される、もしくはなくなるということも予想されると思うんですよ。そうすると、今回は今回でももちろんこれでオーケーなんですけど、その状態に合わせて、国の動きに対して迅速に、今度はもう一回変えるとかいう部分も考えてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） そのとおりでございます。国のほうもそのペナルティーについての検討をするというふうなことが新聞にも載せられました。その部分を考慮しまして、今回償還払いするとペナルティーがかかってこないというふうな形になっておりますので、また国の動向を見ながらそのほうも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 大体の予想なんかわからないでしょうね。例えば来年どうなるかとか、再来年どうなるかなんてことは国のことだからわからないでしょうね。もし、情報があったら教えていただければ。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 国・県のほうからは文書通知等は一切入っておりません。私どもも新聞の掲載を見て、あ、こういうふうになるんだということで自覚をしたわけですが、また情報が入り次第、こちらのほうも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 補足させていただきます。

厚生労働省では、今月2日に第1回の子ども医療費の見直しのあり方検討会を開催したところでありまして、方向性としては検討会としての結論を来年の夏までに出したいということがわかっております。そのような状況でございますので、その検討結果を見る中、スピード感を持って対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） いいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第53号 甲斐市こども医療費助成金支給条例の一部改正の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第53号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

ここで暫時休憩いたします。職員が入れかわります。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、議案第54号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

本田課長。

○福祉課長（本田泰司君） お疲れさまでございます。

それでは、福祉課より議案第54号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件についてご説明をいたします。

議案書の19ページをお開きください。また、市議会資料36ページもあわせてお願いをいたします。

今回、条例改正を行う理由でございますけれども、ゼロ歳児から小学校6年生までの重度心身障がい児の医療費について、受給者が県内の病院、薬局等をご利用された際に窓口無料とするために本条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、市議会資料の36ページ新旧対照表のほうでご説明を申し上げます。

改正の内容でございますけれども、表の左側の新旧の新しい欄の第3条に、新たな4号、出生の日から満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を追加し、ゼロ歳か

ら小学校6年生までの重度心身障がい児について本条例の対象外とすることで、こども医療費またはひとり親医療費助成の対象といたしまして、窓口での支払いを無料とするものでございます。

次に、第4条第1項になりますが、ただし書き以下を満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例（平成18年甲斐市条例第7号）第3条第1項に規定する者のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改正いたします。

これは、入院した際の食事代の助成について、甲斐市こども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例に合わせ、重度心身障がい者医療費助成条例において対象となっていない中学校1年から3年生、ひとり親家庭については18歳までの児童を助成対象とするものであります。今回の一部改正に合わせ、重度心身障がい児のお子さんに対する入院時の食事代の助成を拡大するよう改正するものでございます。

それでは、議案書の19ページにお戻りください。

施行期日でございますが、平成28年1月1日でございます。

以上が甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の内容でございます。

よろしく願いをいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。いいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑は終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第54号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第54号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩とします。職員の入替えをいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第55号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

審議に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それではそのようにいたします。

なお、委員の発言は一問一答方式で簡明にお願いします。

それでは、3款民生費、2項児童福祉費について説明を求めます。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 引き続き、すみません、このような声で申しわけございませんけれども、おつき合いをお願いいたします。

それでは、子育て支援課の所管いたします補正予算につきまして説明いたします。

議案23ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費であります。補正額1,167万2,000円の増額をお願いし、48億9,559万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書10ページから13ページになります。

まず、10ページからごらんください。下段であります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。補正額767万2,000円で一般財源からの支出となるものでございます。これは、こども医療費の中学3年生までの年齢拡大に伴う経費であります。

説明欄をごらんください。

002児童福祉関係嘱託臨時職員費97万6,000円であります。これは、こども医療費の中学生分を償還払い方式、医療機関窓口で自己負担を一旦お願いし、後日市へ申請する方法、償還払い方式とするため、申請書の受け付け、審査、データの入力、支払い事務費等に従事する臨時職員が必要となり、その2名分の1月から3月まで3カ月間の共済費16万4,000円と賃金81万2,000円で、合計97万6,000円でございます。

次に、011こども医療費助成事業669万6,000円でございますが、年齢拡大となりますことを周知するために、保護者や医療機関などに通知します郵送料で、役務費として18万9,000円と電算システムの改修費となる委託料といたしまして、207万4,000円でございます。

また、扶助費443万3,000円といたしまして、こども医療費中学生2,246人分で376万6,000円と、重度医療費の自動償還払いから窓口無料に該当するゼロ歳から12歳まで約80名でございますけれども、66万7,000円の助成金を増額するものであります。

なお、申請は医療機関を受診した月の翌月からとなり、申請から支払いまでに2カ月を要することとなります。今回計上分は1月に受診した分を2月に申請してもらい、3月に支払うこととなりますので、1カ月分の増額をお願いするものでございます。

次に、12ページ、3目母子福祉費であります。

補正額400万円をお願いするものでございます。

004助産母子生活支援事業でございますが、これは児童入所施設措置費の中の母子生活支援施設、いわゆる母子寮入所者の措置費でございます。夫のDVにより女性相談所へ保護された母子が、安全の確保と自立支援を受ける必要があると判断されたため母子寮への入所となり、施設に支払うための措置費でございます。現在、その者は離婚調停、精神面のケア、

母親の、本人の就業、子供の保育等について支援を行っております。

ここ数年該当者はなく、今年度も予算計上はしておりませんでした。ことし6月より入所が必要となりました。6月補正には少々間に合わなかったため、9月補正とし、月40万円、3月までの10カ月分、合計400万円となりますが、計上させていただきました。身の安全を第一に考えてのことですので、ご理解をお願いいたします。

財源の内訳でございますが、国・県支出金といたしまして300万円、うち国庫支出金が2分の1で200万円、県の支出金が4分の1で100万円、あとは一般財源としての支出となります。

以上でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これは母子何人なんですか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 母子寮の入所者の該当でございますけれども、母1人、子供2人という1世帯ということになります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。いいですか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すいません。中学生が先ほど2,246人ということですよ。そうすると、こんなこと予測できるかわからないんだけど、例えばその2,246人が年間何回とか、それから例えば1回当たりどのくらいかかるとか、健康な人は全くかからない人もいるだろうし、その辺の数字というのはご紹介いただけますか。

○委員長（小澤重則君） わかりますか。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） ただいまのご質問でございますけれども、こちらのほうで大体償還払いとして、これは国民健康保険の利用を基準にして出した数字でございますけれども、助成件数は1万8,830件というふうな形でございます。それと、1人についてなんですけれども、1人について大体中学生は月2,400円ほどかかるというふうな形で計算をい

たしました。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この扶助費の444万3,000円ということなのですが、先ほどの説明だとこれが2カ月後なので、今回のあれについては1カ月分ということですか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） そのとおりでございます。今までの医療費のほうもそのような形で、2月、3月分は新年度予算のほうの支払いになっておりますので、今回1月分と。それを3月に支払うというふうな形で、1カ月分の計上をさせていただきました。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、単純にいうと新年度についてはこの12倍の財源が必要だということになるわけですね。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） そのとおりでございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 非常に厳しい状況だと思いますけれども、これは結局その償還払いすることによってこれだけ、償還払いにしてもペナルティーがないのでこれだけふえるということで、無料化が。無料化にしてこれだけかかるということで、もしこれが窓口無料化にした場合はペナルティーかかるわけですね、窓口無料化、ペナルティーがかかって、それで、償還払いにしてこれだけかかるということは、無料化にしたらもっとかかるという考え方でいいですね。それは試算でしてあるんですか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 窓口無料化と償還払いの試算をさせていただきました。先ほども申しましたけれども、窓口無料化のほうは助成額、その金額が20%、2割増になると。それから償還払いの場合は、窓口でお支払い一旦いただくというふうな形で、それほどの伸びはないということで、5%というふうな形で試算をさせていただきました。

その中で、窓口無料は審査手数料というものがかかります。中学生の場合は審査手数料約230万円ほどです。それから、ペナルティーが320万、330万円近くになりますか、それがかかります。それと、そのほかに初年度としてシステム改修費がかかるということで、システ

ム改修費は今回計上させていただきますので、新年度には入らないというふうな形になります。

したがって、償還払いにつきましては、審査手数料とペナルティーの部分がなくなります。それから、来年度システム改修費等がなくなるということで、償還払いといたしまして、来年度、これに重度心身障がいの方が乗ってくるわけなんですけれども、約5,900万、6,000万円近くになりますでしょうか。また改めて試算は新年度予算の計上でさせていただきますけれども、償還払いのほうでかかってくるというふうな形になります。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 11ページでちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、共済費が16万4,000円計上してありますが、この内訳があれですね、臨時職員とこども医療費助成事業とありますが、こども医療助成に先ほど通信運搬とシステム改修費と言っていましたが、これ共済費の中でよろしいわけですか。この金額は。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 説明の仕方が悪かったかもしれませんが、共済費のほうは臨時職員にかかってくる分でございます。あとは役務費のほうで郵送料、それから委託料のほうでシステム改修費というふうな形でかかってまいります。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） じゃ、ここは共済費の説明でなくて、役務費とかそちらのほうで言っている、全体の説明ということですね、この2つは。002と011の説明というのは、この20の扶助費までの分を要はここに入っていると、こういう解釈でいいですね。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） そのとおりでございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） すいません、ページの13で、先ほど20ページのほうで004の助産母子生活支援事業ということで、このDVですごく、大変、この判定が難しいと思いますけれども、どんなふうな状況でこういうふうな支援がいただけるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 今回、扶助費で400万円計上させていただきました。既に母子寮へ入寮しております。個人情報等もございまして、氏名等は控えさせていただきますけれども、この者につきましては、配偶者、旦那さんよりDVを受けているというふうな形で、細かいことを言いますと、ちょっと刃物を振り回すというふうな形の中で、これが何回かあったと。ご主人さんのほうは警察のほうに入っていったと。その間に、出てくるまでに、身の危険を感じているので女性相談所のほうに保護を求めたということで、最初は女性相談所のほうに保護をされました。

その後、市のほうにこういう方がということで話がありまして、うちのほうの相談員等含めまして状況を聞きにまいりました。その中で、やはり母子寮に入寮するというので、住民票のほうが甲斐市にございますので、こちらのほうで保護の体制をとらなければならないというところで、DVを受けている場合は、ここら辺の身近なところでは保護はできないということで、県外のほうに保護というふうな形をとらせていただいております。

その中で、母子寮のほうでは精神面のケアというのにも必要になります。それから、これからお母さん自身が自立していかなければならないという就労支援ですね。それと、離婚をしたいということでございますので、離婚の調停等を今相談員のほうも入って進めているところでございます。

また、自立ができるような状況になりましたら、母子寮から退所とさせて、出ていただきまして、ご自分のほうで自立できるような体制をとってまいりたいと思います。この者につきましては母子寮で入っていて、就労もしていないというふうな形なので、同時に生活保護という形で支援を受けております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 支援事業で、これからもそれに近いような該当者がいらっしゃるのか

どうか、その辺ではどうですか。課長のほうではつかんでおるんですか。お聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） こちらのほうでは、相談業務を通してという形になりますけれども、DV、児童虐待というふうな形で、内容がだんだん複雑になってきていると。件数もそれによって多少伸びているというふうな形になりますけれども、今回、DVといいますか、子供がいる世帯のDVというふうな形、そういう面から見た件数なんですけれども、児童が、例えば配偶者がその母親にDV、そういうものを加えている風景を見ている子供というの、それも心理的な虐待というふうな形でDVの対象になるというふうな観点から昨年19件ですね。相談員がつかんでいる件数になります。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、子育て支援課所管の3款民生費、2項児童福祉費の審査を終了します。

以上で一般会計補正予算（第2号）の審査を終了します。

これより、議案第55号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について順次、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案の審査を全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩とし、次にその他に入ります。職員が入りますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時23分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、その他に入ります。

長寿推進課から報告がありますので、お願いいたします。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） お疲れさまでございます。

少しお時間をいただきまして、長寿推進課から8日火曜日の山梨日日新聞に掲載されました、甲斐市内の特別養護老人ホームで入所男性が食べ物を喉に詰まらせ死亡したという報道について、事故の内容をご報告させていただきます。

事故が発生したのは、平成27年8月4日、1カ月前の午後6時過ぎでございます。甲斐市内にあります地域密着型介護老人福祉施設で夏祭りを開催中、入所者がイベントで振る舞われていたウインナーを喉に詰まらせ死亡いたしました。

亡くなられたのは75歳の男性で、若いころから脳梗塞を患い、嚥下障害、いわゆる食べ物をのみ込むことが不自由である方で、これまでも嚥下障害による誤嚥性の肺炎を起こしまして、入院を何度かしたこともある方の方でございます。要介護度は5で、若干の認知症の症状もある方でした。ふだんの食事はミキサー食といわれる流動食を食べておられる方で、当日も一般食を配膳するようなことはしておらず、なぜこの男性がウインナーを口にしたかはわかっておりません。もちろん、職員が与えるようなことはしてないということです。

市といたしましては、翌日8月5日に施設側から事故の報告を受け、地域密着型の施設でございますので、指導監督する立場から、今後同様な事故が起こらないように再発防止について注意するように話をさせていただいたところです。これは、県と協議をした結果、想定できない不慮の事故ということ、もちろん事件性もないことから、行政処分の対象ではないということになりました。

また、事故が起きる前の7月31日には、施設がオープンしてから4カ月が経過している

ことから、私ほか担当職員3名で運営状況や職員体制等について実地指導を実施したばかりでございました。

今回の事故は、お亡くなりになられた方、また親族におかれましては、大変残念なこととなってしまうわけですが、今後同様の事故が起こらないように市内の類似施設についても2カ月に1回開催されております施設の運営推進会議の席上で、火災などの防災対策を初め、こういった不慮の事故等についても起こさないように、引き続き注意喚起を促してまいります。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 報告が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明の中で、こういう事故が起きないように、今後各施設をやるということですが、今までは特別そういうことはやってなかったということなのかな。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） グループホームとか、地域密着型の施設については、火災が発生したりとか、夜勤の体制で1人職員いたときに事故が起きたとかというケースがありますので、そういったことについては注意するように常に指導はしておりました。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） だから、改めて一応こういう事例を含めて、そういう体制を整えてやるということでは、今後は。そういうことですか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） そのとおりでございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） こういう、詰まって亡くなったということですけども、夏祭りをしていたということがございますけれども、亡くなる方も、これは言葉がちょっとあれかもし

れませんけれども、あるわけでございます。なぜ新聞に載るのかなと思うんですけれども、これはやっぱり情報が提供されてこういうことになったのか、だと思っんですよ。その辺をちょっと、もしわかったらお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） では、ちょっと待ってください。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時29分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

三浦議員、よろしいでしょうか。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員が退席いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、前回の委員会で議題となりました各種団体との意見交換会については、委員長と事務局に一任いただきましたので、今年度については、昨年度内藤委員より子供の貧困問題についての意見があり、実施できませんでしたので、児童福祉に関する事故を専門的に担当する主任児童委員と意見交換会を開催したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、そのように決定いたします。

日程については、決定次第ファクス等でお知らせいたします。

その他、委員から何かありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の報告の件で、先ほどの報告の中で、こういう施設の名称が出たじゃないですか。あれは新聞にも出ていないということなので、あれはどういう格好で削除するかどうかわかりませんが、その辺についてちょっとみんなで協議をして、それは削除すべきものじゃないかなというふうに思うけれども、どうですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（小澤重則君） 議会事務局長。

○議会事務局長（武川 訓君） 新聞等も、先ほど記事もありましたけれども、名称等はおきませんので、削除のほうの手續をさせていただいて、報告書のほうにつきましても削除をして、皆さんに渡すようにさせていただきたいと思います。

〔「委員長、それ諮って」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 今、事務局長より説明がありました。委員さんどうでしょうか。ご意見がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 今の説明でよろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、終了します。

次に、事務局はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時32分